



Title	フリードリヒⅡ世における公正の観念と司法の独立： アルノルト訴訟事件に関するドームの報告より
Author(s)	中, 直一
Citation	ドイツ啓蒙主義研究. 2004, 4, p. 39-53
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/73815
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フリードリヒⅡ世における公正の観念と司法の独立

— アルノルト訴訟事件に関するドームの報告より —

中 直一

1 はじめに

フリードリヒⅡ世(在 1740-1786)の治世下において生じた粉屋アルノルト訴訟事件は、君主の側からの「啓蒙」のあり方を探る上で格好の素材を提供するものである。事件の詳細は本論において詳述するとして、その概要を記すと、農場主から水車小屋を賃借していたアルノルトなる人物が、農場主の河川付け替え工事によって水車小屋の営業に不自由を来たとして裁判を起こすという訴訟事件があった。原告であるアルノルトは第一審および第二審においていずれも敗訴したが、国王フリードリヒⅡ世に直訴したところ、国王は第一審・第二審ともに不当な判決を下したとして、両裁判に関与した司法関係者を処分したのみならず、法務大臣に当たる人物をも更迭した。この事件は、18世紀後半のプロイセンにおいて、国王は法律から超然たり得るのか、あるいは国王とて司法の独立を尊重すべきかという事柄に関して非常に重要な問い合わせを為すものとなった。すなわち、啓蒙の精神の体現者であると自認する国王が、未だ蒙昧の啓かれざる守旧的司法関係者を処分して自國に啓蒙の普及することを目指した壯挙と評すべきか、あるいはそれとは逆に、啓蒙の衣装をまとった君主が、司法の独立を無視し、独断的・絶対君主的な行動に出た愚挙と評すべきか、判断が大きく分かれる事件が、このアルノルト訴訟事件なのである。

本稿はドーム¹ (Christian Wilhelm von Dohm, 1751-1820) が著した回想録『わが時代の覚え書き』第1巻(1814)²に収められた文書を手がかりに、上記訴訟事件の経緯およびフリードリヒⅡ世と司法界の意見の相違について考察をなすことを目標とするものである。ドームはプロイセンの外交官をつとめた人物であり、またフリードリヒⅡ世を支持する立場にあった。しかしながら、ことアルノルト訴訟事件に関しては、以下本論文において紹介するように、彼はフリードリヒⅡ世に対して批判的な視点をも有しており、フリードリヒⅡ世と司法界の対立に関して、ドームは必ずしも国王サイドの記述をなしているわけではない。また上記回想録には付録文書として、一次資料であるフリードリヒⅡ世の通告書や司法関係者による調査記録文書などが含まれている。すなわち国王側と司法側の両方の立場を表す文書が同書には収められているのであり、その意味でドームの回想録は、上記訴訟事件に対する国王と司法界の対立状況を考察する上で、かなり有力な手がかりを与えてくれるものと評される。もちろん、本来ならばドームの文書を吟味すべく、さらに他の文

献をも参考すべきところであるが、紙幅の都合で今回はドームの上記文献のみに依拠しつつ、フリードリヒⅡ世がプロイセンにおける司法の独立をどう把握していたのか、そしてどのような論拠をもって彼が司法の判断を変更しうると考えたか、そしてそのような国王の行為を当時のプロイセン一般世論がどのように受け止めたのか、ということについて若干の報告を為したい。

2 直訴事件の経緯

ドームの回想に従い事件の経緯を略記する。事件の経緯といつても、もちろん原告と被告ではおよそ何が「事実」であったのか、という点からしてすでに甚だしい相違があり、それを紹介するドームがどれほど厳正中立な立場をとろうとしたところで、神ならざる人間の判断のことゆえ、そこに何らかの立場性が存在することは論をまたない。したがって、本論文ではどこまでがドームの記述するところの当事者の発言であり、どこからがドーム自身の判断であるか、そしてそれについて筆者がどのように判断するかを、煩瑣になることを承知の上で記述して行くこととする。

フリードリヒに直訴をなしたのは、ノイマルクトの粉屋アルノルト(Arnold)なる人物である。彼は七年戦争(1756-63)の際にプロイセン軍の道案内をしたことがあり、国王フリードリヒⅡ世とも面識があった。アルノルトが直訴をなしたのは1779年のことであるが、その直訴によれば、アルノルトと係争関係にあったのは、農場主(Gutsherr)であるゲルスドルフ(von Gersdorf)なる貴族である。アルノルトは農場主から水車小屋を賃借して家業を営んでいたが、農場主が水車小屋に通じる河川の付け替えを行い、その結果として水車に十分な量の水が供給出来なくなったにもかかわらず、農場主はアルノルトに対し、例年通りの水車小屋賃貸料を要求した。アルノルトは賃貸料を滞納したため、ノイマルクトの Regierung(私訳「地方裁判所」)³はアルノルトの水車小屋を差し押さえのうえ、これを売却処分とした。そこでアルノルトはベルリンの高等裁判所(Kammergericht)に控訴したが、高等裁判所は第一審の判断を有効とした(S.268)⁴。以上が、アルノルトがフリードリヒⅡ世に訴えた内容についてのドームの記述内容である。以下本論文で論じるように、王に対するアルノルトの直訴には、必ずしも事実に合致していない点があり、そのことはドームが高等裁判所犯罪部の調査報告書に基づいて述べている。この点については後に詳論するが、ともかくも、アルノルトが王に直訴した事柄については、上記のような内容であったということを、ここで確認しておきたいと思う。

筆者の見るところによると、このような直訴をなぜフリードリヒⅡ世が採りあげたのかという問題は、この直訴が、当時の身分制度の中で低い位置にあった粉屋が貴族である Gutsherr を訴えている、という点にあったように思われる。

ドームの言によれば、第一審および第二審が下した判断は、直訴を受けたフリードリヒⅡ世には「不公正な(ungerecht)」ものと映ったが、「念のため」に配下のホイキング(von

Heucking) 大佐に命じて事件の調査をさせた(S.268)。ところが実際に調査に当たったのは、このホイキングの部下である軍法会議判事 (Auditeur) であり、この人物はドームによれば「かつてキュスリング [ノイマルクト、すなわち第一審が行われたところ／引用者注] の地方裁判所によって、その素行不良のゆえに弁護士としての資格を剥奪され、これに復讐するために、悪意ある方向から事件を報告した」(S.268, Anm.13)。ドームがこのような情報をどこから得たのかについては、記述がない。いずれにしても、この軍法会議判事が書いた報告文書がホイキングを通じてフリードリヒⅡ世の手元に届けられたのだが、その内容は、使用できなくなった水車小屋の賃借料をアルノルトが支払わざるを得なくなったということが事実であるとするものであった(S.269)。

この報告を受けたフリードリヒⅡ世は、ドームの記述によれば、第一審および第二審が「農民に対して貴族を優遇し、農民を不幸にした」と考え、かつまた「不公正な判断、および思いこみによる裁判官自律の尊厳」を裁判官たちは王に押しつけた、と考えた(S.269)。ドームがどのような資料に基づいてこのような記述をなしたのかは次節で詳論するとして、結論をあらかじめ述べるならば、ドームのこの記述はおおむねフリードリヒⅡ世自身の発言内容に合致するものであると言えよう。要するに、フリードリヒⅡ世は第一審および第二審の判決を不公正なものと見なしたのである。

そのような判断に基づき、フリードリヒⅡ世は 1779 年 12 月 11 日、大法官 (Großkanzler)⁵ であるフルスト (von Fürst, 1717-1770) およびアルノルト訴訟事件を担当した Kammergerichtsrath (私訳「高等裁判所参事官」) 複数名を呼び寄せ、大法官フルストに対しては「この上もなく厳しい表現で」(S.269) 非難した上でこれを罷免、また高等裁判所参事官に対しては、直ちにベルリン刑務所に拘束処分とした。そしてフリードリヒⅡ世はこの日の処分内容および処分の理由について、Kabinettsrath (私訳「王室参事官」) の一人に命じて口述筆記のうえ、それを新聞に公表した(S.270)。この通告書に関しては、次節において考察する。この処分と同時に王は、ノイマルクトの Regierungsrath (私訳「地方裁判所参事官」) 複数名を逮捕の上、ベルリンに送致させた(S.271)。

以上が直訴事件の、いわば第一幕である。すなわち、第一審および第二審に関与した参事官をすべて拘束すると同時に、彼らを監督する立場にあった大法官を罷免したのである。

すでに紹介したようにフリードリヒⅡ世は、配下の者を使ってノイマルクトにおける司法判断・行政処分の適否を調査させていたが、王は上記の処分の後、さらに Chef des Kriminal=Departements (私訳「犯罪部局長官」) である国務大臣ツエドリツ (von Zedlitz) に命じて、拘束されている上記第一審および第二審関係者について再調査するよう命じた。すなわち第一審については再調査を、第二審については新規の調査をなすように命じたわけであるが、その際王は、拘束されている関係者について、少なくとも免職および城塞禁固刑に処すべきであること、および原告であるアルノルトが被った損失については、上記関係者および被告であるゲルスドルフが補填すべきである、との意見を付した(S.271)。ドームは以上のように記しているのみであるが、筆者の考えるところによれば、王は一方で

再調査を命じておきながら、他方で調査結果を待たずに処分の具体的な内容に言及し、また係争の当事者である原告アルノルトへの補償案も提示している。すなわちフリードリヒⅡ世は、第一審および第二審の司法関係者が誤謬を犯したとの前提で、事件の調査を命じたわけである。

事件の再調査をなしたのは、ツエドリッツの命を受けた *Kriminal=Senat des Kammergerichts*（私訳「高等裁判所犯罪部」）である。高等裁判所犯罪部の調査結果報告書は、ドームの回想録の付録文書として収められているので、その内容に関しては本論文第4節において詳論するが、ここであらかじめドームの記述するところによってその内容を摘記すると、犯罪部の調査官全員一致の意見として「キュストリン〔ノイマルクトのこと／引用者注〕およびベルリンの裁判官はいずれも、故意ないし怠慢によって過誤を犯したとは言えず、彼らに偏向があったとの嫌疑はない」(S.272)という内容の報告を、調査官たちは上司であるツエドリッツに提出した。すなわち再調査の結果、第一審および第二審に過誤はなかった、という結論がもたらされたわけである。この報告を受けたツエドリッツは、自分も同意見であるとの言葉を添えて、同報告書をフリードリヒⅡ世に提出した(S.272)。

報告書の提出を受けたフリードリヒⅡ世は、これに満足せず、むしろ同報告書が司法関係者同士のかばい合いを露呈するものと判断した。そして王はツエドリッツに対し、当該の司法関係者に有罪の判決を下すように要求した。ところがツエドリッツは、この要求を敢えて拒否したのみならず、「王の見解が不当であることを教示しうるようなあらゆる根拠を挙げて、無罪の判決を提出した」(S.272f.)。フリードリヒⅡ世はツエドリッツによる無罪判決を拒絶し、あらためて自身の判断により、当該の司法関係者を免職および1年間の城塞禁固刑に処し、かつ原告アルノルトに対して当該の司法関係者と被告の農場主ゲルスドルフの両者が損失補償するように命じた(S.273)。

以上がドームの伝えるところによる事件の経緯である。この経緯をまとめると、次のような6つの段階に分けて考えることが出来よう。

- (1) 第一審および第二審で原告が敗訴。
- (2) 原告が国王に直訴。国王は内々の調査の後、司法関係者を処分、また公式に再調査を命令。
- (3) 再調査の結果、司法関係者が公正であるとの報告書が提出される。
- (4) 国王はこの報告書に従わずして司法関係者に有罪の判決を下すよう、犯罪部長官に要求。
- (5) 長官はこの要求を拒否。
- (6) 国王は司法関係者を有罪とする最終決断を下し、処分を実行。

すでに述べたように、ドームの回想録には一次資料が収められている。それら（6種

の文書）を、上記の 6 つの段階に対応させて記述すると次のようになる⁶。

- （資料 I）第二審の判決文（上記段階 1 の、第二審の内容を示す資料）。
- （資料 II）国王による通告文書（段階 2 の、司法関係者への処分案を示す資料）。
- （資料 III）犯罪部長官に対する国王の調査命令書（段階 2 の、再調査命令を示す資料）。
- （資料 IV）再調査の結果報告書（段階 3 の資料）。
- （資料 V）国王の最終決定書（段階 6 の資料）。
- （資料 VI）次王フリードリヒ・ヴィルヘルム II 世による、司法関係者への無罪承認文書。

最後の資料は、フリードリヒ II 世が亡くなり、次のプロイセン王であるフリードリヒ・ヴィルヘルム II 世が即位した 1786 年に出された、一種の名誉回復文書である。

本論文では次節において、フリードリヒ II 世がどのような論拠をもって司法界の判断を不公正なものと見なしたのかを、上記資料 II に基づき考察する。さらにそれに続けて、その次の節において、司法界の人々がどのような点において王の命令を拒否したのかを、上記資料 IV に基づき考察する。このような作業を通じて、ドームの記述の背景をなしている一次資料の面から、アルノルト訴訟事件の意味を考察したい。

3 フリードリヒ II 世の論理

フリードリヒ II 世が新聞に公表させた 1779 年 12 月 11 日付の通告文書「3 名の高等裁判所参事官、フリーデル、グラウンおよびランスレーベンについて、国王陛下ご自身により草された通告書」（Von Sr. Königl. Majestät Höchstselbst abgehaltene Protokoll über die drey Kammer=Gerichtsräthe Friedel, Graun und Ransleben, den 11ten Decbr. 1779）を見ると、彼が一般的な命題から論を起こしている、ということが判る。たとえば同通告書には、次のような考えが示されている。

「身分が高かろうが低かろうが、裕福であろうが貧乏であろうが、あらゆる人に対して、法が迅速に執行されるべきこと、および臣民のひとりひとりに対して、地位および身分を顧慮することなく (ohne Ansehen der Person und des Standes)、平等な権利 (unpartheiisches Recht) が付与されることを、余はむしろ望むものである。」（S. 535f.）

ここに示されているのは、端的に「法の前の平等」の思想であると言つてよいであろう。「自由・平等・友愛」をスローガンとするフランス革命の勃発する 10 年前に、プロイセン王フリードリヒ II 世は、このような平等思想を（それが「法の前」という限定を持つものであれ）を表明しているのである。この引用文のみを見れば、アルノルトの訴訟を担当した第一審および第二審の司法関係者が、身分制の枠組みの中で、身分の低い原告の訴えに

対して、身分の高い被告の有利になるような判決を下したのではないかと即断しかねないくらいであるし、誰よりもフリードリヒⅡ世自身がそのように思っていた。
そのことは次のフリードリヒⅡ世の発言を読めば、より明確になろう。

「さて、ここに一人の貴族がいる。彼は池を作ろうとし、より多くの水をその池に入れようとする。彼は小川から水を池に引くために、用水路を作らせる。小川の所には水車小屋があったが、そのため水が不足し、粉がひけなくなる。〔中略〕収入がなくなったので、粉屋は賃借料利子が払えなくなる。キュストリンの司法は何をするか？ 彼らは、貴族が利子を得ることができるように、水車小屋を売却するよう粉屋に命じる。そして当地の〔＝ベルリンの〕高等裁判所法廷は、この命令を是とするのである！ これはきわめて不公正な(höchst ungerecht)なことである〔……〕」(S. 535)

これはアルノルト訴訟事件の内容をフリードリヒⅡ世なりにまとめたものであるが、ここで注意すべきは、王がこの訴訟事件の様々な側面のうち、貴族と農民の係争事件である、という点を非常に重いものとして考えている、という点である。フリードリヒⅡ世は、第一審および第二審で敗訴した原告の側に対して逆転勝利の判断を下そうとしているのであるが、その際彼の念頭にあったのは、訴訟の当事者の身分が何であったか、ということであって、それ以外の事実関係がどのようなものであったのか、ということについてフリードリヒⅡ世は、上記の非常に簡略化された「事実」以外には、さらに論じることはない。

すなわち、およそ裁判あるいは訴訟に関する事柄である以上は、本来ならば緻密な事実関係の確認が必要であるはずの所を、フリードリヒⅡ世は、あえて事実関係の確認の領域にはほとんど足を踏み入れることなく、貴族と農民の係争関係を裁く裁判において農民が敗訴した、という事柄に論点をしぼって自己の主張を述べる。しかもその際に彼の主張の根幹をなすのは、すべての人は法の前で平等である、という一般的な命題である。フリードリヒⅡ世は、このような一般的な命題から非常に演繹的に論を展開してゆくわけである。

このことは、次の引用文に明瞭に現れている。すなわちフリードリヒⅡ世は、現在の大法官を罷免して新しい大法官を任命することを述べた後、司法関係者に対し、プロイセン全土において次の三つの事柄が遂行されるよう厳命して、以下のように述べている。

「第一。あらゆる訴訟は迅速に結審されなければならない。第二。法の名は、不公正によって(durch Ungerechtigkeit)汚されることがあってはならない。第三。法の前に立つあらゆる人々——それが公子であれ農民であれ——に対して、完全な平等(völlige Egalité)が与えられねばならない。というのは、法の前ではすべてが平等(gleich)であるからだ。」(S. 546)

上記の三つの命令内容は、18世紀のプロイセンに限定しなくとも、たとえば仮に今日のいざれかの国の憲法の前文に記されていたとしても、ほとんど何の違和感もないくらい

の内容を有するものであり、それだけに抽象度の高い理念であるといえる一方、具体的な個々の係争事件を裁く場において論述するには、その抽象度の高さが、具体的な事実関係の次元と乖離しかねない態のものである。そのことをフリードリヒⅡ世がどこまで自覚していたかは判断のしようがないが、いずれにせよ、フリードリヒⅡ世の通告書からは、抽象度の高い命題、いわば高邁な理念から、個々のあらゆる具体的な事件が解決され得るという信念の存在が読み取ることができる。彼の通告書の中心をなすのは、個々の具体的な事例についての吟味ではなく、自己の信念の表明である。王による通告書ではあるが、フリードリヒⅡ世は理由も挙げずに何々せよ、という指示の出し方はしない。理由を挙げて指示を出しているのだが、その理由たるもののが、調査した上で事実関係であるという面がきわめて希薄で、むしろ自己の信念が、諸々の命令の根拠をなす。そのような事態があるため、フリードリヒⅡ世の通告書には、同じような内容の信念表明が重複して登場する。

しかしそのような重複を見ていると、フリードリヒⅡ世が自己の諸々の信念のうちどの点に重きを置いていたのかが、かえって明瞭になる。すなわち上に見たように、フリードリヒⅡ世は司法関係者に三つの点を命じたが、そのうちの第三点に彼の関心が集中していたことが、その他の箇所における発言内容の重複から明らかになる。たとえば第一審および第二審関係者を非難している箇所において、つぎのような文言が見られる。

「極貧の農民、いやそれ以下の状態の者であっても、まさしく君主と同様に人間なのであって、彼にはあらゆる法が付与されねばならない。というのは、法の前ではあらゆる人々は平等であり、公子が農民を訴える場合でもその逆の場合でも、法の前では公子は農民と同等であるからである。そしてこのような訴訟の際には、地位を顧慮することなく純粋に公正に(nach der Gerechtigkeit)、事柄が執り行われねばならない。彼らはこのことを知るべきである。」(S. 536)

フリードリヒⅡ世がもっとも重要視したのは、法の前では身分の差異が顧慮されてはならぬという「平等」の理念であり、またかかる平等の原則に基づいて裁判が執り行われねばならないという「公正」の観念であった。フリードリヒⅡ世は自己の通告書の中で、この立場を繰り返し強調しているのである。

ところで、ここでひるがえって考えてみると、上記のようなフリードリヒの理念から、なぜ具体的な係争事件において農民が敗訴することが不公正なことと断ぜられねばならないのであろうか。「公正」の観念の根底をなすのは、現世における身分の差が、裁判の具体的な場においては顧慮されぬということであって、そのことはフリードリヒⅡ世自身が主張しているところである。もしもフリードリヒⅡ世が問題視しているアルノルト訴訟事件において、上記の理念を純粋に貫徹するならば、勝訴・敗訴の判断に際しては身分の高下はまったく顧慮されぬはずであるから、身分の低いアルノルトが敗訴した、という事柄のみをもってして、ただちに裁判が「不公正」であったと判断することには論理の飛躍が

ある。事実関係を調査しなければ、原告と被告のどちらに非があったかは断言できないはずである。その点に関してフリードリヒⅡ世は、上に記したように、ごく概略的な事実関係の指摘のみをもって足れりとしている。

フリードリヒⅡ世は、なぜ単純な論理の飛躍を犯してまで、司法界の判断と対立したのであろうか。アルノルト訴訟事件に関し、フリードリヒ自身が何らかの新たな事実を提示しているのではないことは、上に述べたとおりである。筆者の見るところによれば、フリードリヒⅡ世には司法界に対する不信感があった。その不信感が引き金となって、農民が貴族に敗訴したという一つの事例のみをもって、大法官を罷免するという事態にまで至ったのである。フリードリヒⅡ世の通告書には、次のような発言が見られる。

「不公正なこと (Ungerechtigkeiten) をおこなう司法関係者は、盜賊の集団よりも、より危険でより憂慮されるべき存在である。盜賊の集団に対しては、ひとは身を守ることができる。しかし、おのれの邪悪な情念を実現するために法の装いを身にまとうような悪漢に対しては、いかなる人間も身を守ることはできない。このような悪漢は、この世に存在する最大の悪党よりも、なおいっそうおぞましい存在であり、二倍の罪に値するものである。」
(S. 573)

委曲を尽くして自己の理念、「公正」の観念を主張するフリードリヒⅡ世であるが、上の引用文に見られるように、その根底にあったのは司法関係者に対する抜きがたい不信感ではなかったか。そのようなものがあるからこそ、彼の通告書においては、事実関係に対する言及がほとんどなく、かわって、きわめて抽象的な命題から論じ起こして、いきなり当該の裁判に関与した司法関係者およびその監督責任を負う大法官の処分という命令内容を記す、ということになったのではないかと思われるのである。

それでは、このような通告書を受けたうえで事件の再調査に当たった高等裁判所犯罪部は、いかなる論拠をもって、第一審および第二審の判決に瑕疵がなかったこと、および王の判断に誤りがあったことを指摘するのであろうか。この点について、次節においてドームの回想録に収められている調査結果報告書に基づいて論じたい。

4 高等裁判所犯罪部による調査結果報告書

高等裁判所犯罪部の報告書 (Bericht des Criminal=Senats des Kammergerichts) は、高等裁判所の 10 名の参事官の連名により、1779 年 12 月 26 日に提出されたものである。フリードリヒⅡ世がアルノルトの直訴を受け入れて第一審および第二審関係者を拘束する旨の通告書を発したのは同年 12 月 11 日であるから、その半月後には調査報告書が王に提出されたことになる。半月で調査のうえ書かれた文書にしてはかなり長文のものである。ドームの回想録に収められたページ数で言うと 32 ページ分をしめるが、これはフリードリヒⅡ世

の通告書（資料Ⅱ）の4ページ、同じくフリードリヒⅡ世による最終決定書（資料V）の2ページに比して、際だった長さになっていると言えよう。

この調査報告書は、3つの観点から第一審および第二審の正当性を述べ、王の判断が誤った情報に基づくものであることを指摘したものである。その3つの観点とは、第一に事実関係がいかなるものであったかという点、第二に法的判断に誤りはなかったかどうかという点、第三に裁判に関し情実等の偏向が見られたや否やという点である。

まず第一の点について同報告書は、微に入り細を穿って徹底的に事実を洗い直し、アルノルトがフリードリヒⅡ世に直訴した内容が事実関係に反している旨を指摘している。その一つ一つをここに紹介することは煩瑣であり、200年以上前の係争事件の細部の事実関係にこだわっても、必ずしもフリードリヒⅡ世と司法界の対立の根幹部分が見えてくるとは限らないので、大筋のみを知ることを以て、本稿では十分としたい。

アルノルトはフリードリヒⅡ世に対し、ゲルスドルフなる農場主の河川付け替え工事によって水車小屋の営業に支障をきたしたと直訴したが、高等裁判所犯罪部の調査によれば、アルノルトが臣従していたのはシュメッタウ(Schmettau)なる別人物であり、この人物に対してアルノルトは水車小屋賃貸料を1773年から滞納していた。そして1777年にこの別人物とアルノルトの間で裁判となり、1778年に、アルノルトの水車小屋を売却するようにとの判決が下された。今日の感覚で言うと、物件差し押さえの上、競売にかけられたというところであろう。かくして同報告書は、アルノルトの訴訟事件に関し端的に「シュメッタウ伯爵に關係しこそれ、フォン・ゲルスドルフとは何の関係もない、別の事件である」(S.552)と断定している。同報告書によれば、たしかにゲルスドルフが河川の付け替え工事をおこなったのは事実である。すなわちアルノルトは、自己が臣従しているシュメッタウなる人物へ賃借料を滞納している事実を隠し、ゲルスドルフなる人物が河川付け替え工事をおこなったことによって、そのゲルスドルフへの賃借料が払えなくなったという、事実に反する直訴をフリードリヒⅡ世に対してなした、ということになる。

同報告書は上記の指摘に引き続き、ゲルスドルフが河川の付け替えを行ったということについても、アルノルトの直訴内容に虚偽があることを述べている。アルノルトの直訴によれば、ゲルスドルフは新たに池を作るために河川の付け替え工事を行ったとしているが、同報告書によれば、すでにこの池は1566年から存在していたとの記録があり、ゲルスドルフは単にそれを改修しただけにすぎない(S.552)。以下同報告書は、改修前後の池の状態について、Teichinspektor（私訳「湖沼監察官」）の報告書まで動員してアルノルトの証言の不正確さを指摘しているが、その議論はあまりに細かいので、ここでは紹介することを省略する。いずれにせよ同報告書は、様々な事実関係を洗い直して、いわば外堀を埋めてから内堀を埋めるようにアルノルトの直訴内容がいかに事実に合致しないかを論じ、最後に次のように結論づけている。

「それ故この点において、以下のことがあきらかである。すなわちアルノルトの訴えおよ

び抗告の主因は、今までの時点では証明されておらず、かつ確認されていない」(S.561)。

以上のように事実関係を確定した後、同報告書は第二の論点、すなわち、事実関係を判断する法的根拠の正当性についての論証に入る。この点についても、同報告書は法的厳格さを求める姿勢のため、きわめて詳細な議論を行っているが、本論文では、一例として、ゲルスドルフが河川の付け替えを行ったことに対し、高等裁判所犯罪部がどのような判断を下しているのかを紹介したい。

報告書は次のように述べる。「ゲルスドルフが自己の土地および流入する河川を利用する自然的自由と権能を持つということに対しては、いかなる州法およびいかなる隣人契約も、これに制約を与えていない。むしろ 1566 年の古い隣人契約の文書によって、ポメルツィヒの当時の領主から、ゲルスドルフは現時問題となっている池の保持および自由な使用、処分を許されている。ゲルスドルフは、200 年以上前から領主により保証された権利を所有していることになるのである。これらのことことが正しい以上は、過去同様今日においても、彼からこの権利を奪う、ないし法的に権利関係を争うということは出来ない」(S.563f.)。フリードリヒ II 世が端的に、現時点における貴族と農民の係争事件を問題にしているのに対し、再調査を命ぜられた高等裁判所犯罪部は、上の引用文からも明らかなように、さかのぼりうる最古の権利関係文書にしたがって、判断を下している。

ここで問題となるのは、何が *gerecht* か、ということに関してフリードリヒ II 世と司法関係者の間に理解のずれが存在する、ということであろう。高等裁判所犯罪部は、現時点で有効な法律に基づいて判断を下すことを *gerecht* と考えている。たとえそれが 200 年以前に交わされた権利確認文書であれ、現時点で有効性を持っているのであれば、その有効なる文書に従って司法判断を下すことこそ、司法関係者にとっては合法的なことであった。それに対しフリードリヒ II 世は、現にある法、すなわち実定法がいかなるものであるかを問題にしない。むしろ、貴族も農民も平等に法的権利を保証されるべきであるという、自己自身の理念（そしてその理念は、司法関係者もまた共有すべきものである、とフリードリヒ II 世は確信していた）に合致する司法判断こそが公正なものであった。

高等裁判所犯罪部が調査した第 3 の論点についても、第 2 の論点とほぼおなじような議論の進行になっている。第 3 の論点は、第一審および第二審関係者が情実によって動かされることがあったかどうか、という問題であるが、同報告書は、審理に当たった裁判関係者ひとりひとりについて、これらの人々がかつていかなる裁判をおこない、いかに情実に動かされることなく審理を進めたかということについて、詳細に検証している。そして同報告書は結論として、次のように断言している。

「水量不足が生じ、池によって損害を与えられたという、アルノルトの抗告およびその主因は、証明されずかつ確認されない。高等裁判所および地方裁判所の二つの判決は、決して不公正でなく、偏向もなかったのみならず、買収・結託等の不公正を示すようないかな

る事柄も存在しなかった。そして最後に、当事件の審理および判断のいずれに関しても、前後関係および調書の内容から判断する限り、すべてにおいて規則に従いかつ合法的に執りおこなわれた。」(S.577f.)

以上のように、高等裁判所犯罪部は3つの点にわたってきわめて詳細に論証を行い、その結果として、第一審および第二審に過誤が存在しなかったこと、そしてフリードリヒⅡ世の判断が、誤った情報に基づいてなされたものであることを明確に述べている。

上に述べたように、この調査報告書は1779年12月26日付でフリードリヒⅡ世に提出されている。フリードリヒⅡ世は、同報告書の提出から一週間たたない1780年1月1日に最終決断を下している。この間、あの長い（そしてあまりに微に入り細を穿った論証に、途中で読むのを断念したくなるような）報告書を、国王自らがどの程度読んだのかは、全く判らない。しかしこの次節で述べるように、フリードリヒⅡ世は、同報告書の緻密な議論とは全く方向の違う観点から、最終決断を下したのである。

5 フリードリヒⅡ世の最終決断とベルリン世論

本節ではドームの回想録の論述に戻って、フリードリヒⅡ世の最終決断の内容と、それがプロイセンなかんずくベルリンの世論においてどのような受け止め方をされたのかを論じたい。その際、とりわけドームがどのような形容句を用いているのかという点にも着目し、記述者であるドーム自身の価値判断がいかなるものであったかについても注意を払いたい。

高等裁判所犯罪部の調査結果報告書が出たにもかかわらず、フリードリヒⅡ世は、自己的信念が正しいという前提を崩さなかった。ドームの回想録に収められた1780年1月1日付の文書「国王フリードリヒⅡ世の最終決断」(Lezte Entscheidung König Friedrich Ⅱ)——先ほど挙げた資料V——の冒頭には次のように記されている。

「粉屋アルノルトの件において逮捕された司法関係者に関して汝等により草され、余に提出された報告書は、余により変更される。余は以下のように指示する。」(S.581)

これは高等裁判所犯罪部による調査結果を受けて、その調査官に対して発せられた文言であるが、ここでは、調査報告書の内容について何らふれることなく、そしてさらに今回は、理由を挙げることなく、端的に処分内容のみが伝達されている。その内容は、ノイマルクトの地方裁判所参事官1名を復職させ、またベルリンの高等裁判所参事官1名を「明確な不偏性がみとめられるので、拘束を解除」(S.581)する一方、ノイマルクトの地方裁判所参事官3名、ベルリンの高等裁判所参事官2名、およびポメルンのJustiziarius（私訳「司法官」）1名を拘束の上、1年間の城塞禁固刑に処し、かつ、この6名に対してアル

ノルトが被った損害を私費により賠償せよ、というものであった。すなわち、関係者のうち、2名については処分を解除するものの、他の6名に関しては、フリードリヒII世の当初の（すなわち1779年12月11日段階の）命令内容をほとんど変更していない。最終決定の日付が1780年1月1日であることから判るように、フリードリヒII世の最初の通告から20日にして、ほとんど内容の変わらぬ命令が発せられたことになる。この間にフリードリヒII世が独自の調査をする時間的ゆとりはなかったであろうし、調査をなした高等裁判所犯罪部も、第一審および第二審の裁判記録に基づいて——すなわち、あらたに証人調べをする等の事実確認をなすゆとりがないままに、先行する裁判記録を再吟味するという方法によってのみ——王に調査報告書を提出した。フリードリヒII世は確かに高等裁判所犯罪部に調査を命じたが、筆者の思うにそれは、どのような調査結果が出ようとも、王の方針はすでに決定していたように思える。すなわち、高等裁判所犯罪部が第一審および第二審の決定を覆すような調査報告書を提出した場合にはこれを認めるが、そうでない場合は、その報告がいかに事実に基づく調査結果であろうとも、これを拒否する——このようなことが、最初から王の方針の中に（どこまで王自身が自覚していたかは別として）含まれていたと判断される。

かくしてフリードリヒII世の最終決断は、第一審および第二審に関与した司法関係者の処分というものとなったわけだが、このような最終決断をベルリンの市民はどのように受け止めたのであろうか。ドームは端的に次のように述べている。

「この出来事は首都および全国に、麻痺的印象(betäubenden Eindruck)を与えた。ひとは自分たちが、その時々の気分次第で恣意的に行動しうるような支配者の元で生活しているのであり、何人もこの支配者を抑えることは出来ないのだ、ということを、脅威の気持ちを以て感じた。なぜならこの支配者は、もはや法律家の権威を尊重することなく、また有能な官僚が挙げる証拠や理由に耳を傾けることもないからだ。」(S.274)

本論文の冒頭で述べたように、ドームは、彼自身がプロイセンの外交官であり、またフリードリヒII世の統治に心酔してプロイセンの官界入りを熱望した人物である。そのドームにして、ことアルノルト訴訟事件に関しては、上のような感慨を述べている。またドームは、罷免された大法官フルスト、および同じく罷免されたノイマルクト政府の Präsident (私訳「知事」) であるフィンケンシュタイン(Finkenstein)について「広く尊敬 (allgemeine Achtung)」され、また「彼らの身の上に生じた不法は広く(allgemein)人々の感じるところであった」(S.274)と、allgemein という形容詞を用いることによって、フリードリヒII世によって断罪された司法関係者に対しては、むしろ世間一般に信望の念が存在していたことを示唆している。

さらにドームはこのような自己の判断に加えて、次のようなエピソードを紹介している。すなわち罷免された大法官フルストのもとに、罷免の翌日「同情の気持ちを証すために、

あらゆる身分の人間が集まつた」、そしてフルストの近くに居を構えていたオーストリー大使が、「通常例を見ない数の車や歩行者が〔大法官の家の〕ドアの前に集まつたので、その理由を聞いた」ところ、アルノルト事件によって大法官が罷免されたのだと知り、オーストリー大使は「他の国では新たに任命された大臣の所に人が集まるのに、この国では、私が目撃したように、無慈悲に罷免された大臣の所に人が集まる」と慨嘆したという(S.275)。

このようにベルリンの人々は、罷免された大法官の所に集まるという行動をとることにより、アルノルト訴訟事件におけるフリードリヒⅡ世の処断に対し、世論がこれを歓迎していない旨の意志表示をおこなつたのである。

アルノルト訴訟事件についての王の処断を、当のドームはその回想録の中でどのように評価しているのであろうか。ドームは次のように言う。「自分が当初より持っていた意見を、複数の法廷および司法担当大臣たちが一致して下した判断を聞いた後も変更しなかつたことは、彼〔フリードリヒⅡ世〕の過誤であった。彼が自己の意見に陶酔したこと、およびこの陶酔状態の中で行動したことは、さらに大きな過誤であった」(S.276)。このようにドームは、アルノルト訴訟事件における王と司法界の対立に関し、最終的には王の側に誤謬があったことをあえて指摘している。もちろん、プロイセンの官僚であるドームは、他方で次のように付け加えることも忘れていない。「しかしながら、公正をもとめる彼の情熱、すなわち、身分の高い者の利益のために身分の低い臣民が犠牲になることがあってはならないとする彼の配慮は、賞賛に値する」(S.276)。

アルノルト訴訟事件については、まだ若干後日談がある。すでに上に述べたように、アルノルトによる直訴があった直後に、フリードリヒⅡ世は配下のホイキング大佐に命じて再調査をさせた。ところが実際に調査をしたのは、ホイキング本人でなく、彼の部下に当たる軍法会議判事であった。この軍法会議判事の報告が不正確であったということに、ホイキングは事後になって気づいたようである。ドームが記しているところによると、配下の報告によって自ら誤った旨、ホイキングはフリードリヒⅡ世に報告した、との情報がある由である(S.277)。この情報に関しては、ドームは"Man hat behauptet, daß...."（「……ということが言われた」）という書き方をしており、上記の情報の真偽に関しては、慎重に判断を保留している。このようなことがあったのかどうかはともかくとして、1780年9月、すなわち1年間の城塞禁固刑の期間が満了する1781年の1月を待たずに、6名の司法関係者は釈放された（ただし元の職に復帰することはかなわなかつたが）。またアルノルトへの損害賠償についても、王の最終決定では上記6名の司法関係者と被告の農場主ゲルスドルフが連帶してこれをなすことになつてゐたが、実際には損害賠償をなすことは求められず、ゲルスドルフに対しては、王が自らの金庫より何がしかの額の金を渡したという(S.278)。この間の事情を、ドームは次のように説明している。「処罰の判断を取り消すという形式は、王の一般原則に反することであった。王は自己の一般原則に従つて、君主としての声望を失わぬために、自らが犯した過誤に関しては、常に内々に(im Stillen)、その修復にあ

たったのである。」(S.278)

6 結語——絶対的啓蒙と権力の分立

粉屋アルノルトの訴訟事件をめぐるフリードリヒⅡ世と司法界の対立は、上記のように国王の側の大権発動による勝利に終わったが、王自身も自己の判断の正当性について、後に疑問を感じ、その修復に当たった。この事件は、絶対的な立場からする強権的な啓蒙というものが、権力の分立思想とは相容れないものであることを示すものであろう。すなわち王が自己の理念の正当性を信じ、弱者のために敢えて司法界の判断を覆すという行為が、一見美挙に見えて、じつは政治の側からの司法への介入に結びつきかねないものであり、かつまた、自己の絶対性に陶酔する啓蒙が、他者の判断をないがしろにする危険性を有するものであることを、このアルノルト訴訟事件によるフリードリヒⅡ世と司法界の判断の対立は物語るものである。

ドームの回想録には、フリードリヒⅡ世の死後、次王フリードリヒ=ヴィルヘルムⅡ世によって出された、アルノルト訴訟事件に関与した司法関係者への名誉回復文書「有罪判決を受けた司法関係者に対する、国王フリードリヒ=ヴィルヘルムⅡ世による無罪承認」(Anerkennung der Unschuld der verurtheilten Justizbedienten durch König Friedrich=Wilhelm II)が収められている。フリードリヒⅡ世の死去した1786年に出された同文書においては、有罪判決を受けた司法関係者について「彼らに対して当時なされた処分は、ひとつの過誤の結果もたらされたものである。先入観をもった邪心ある人々によってなされた、事柄の真の在り様に適合しない不完全な情報によって、法に対する我が叔父・故国王陛下の誉れ高い情熱が、誤った方向に導かれたのである」(S.583f.)とのべ、前王フリードリヒⅡ世に直接の責は認めないものの、事実上前王の処分の無効を宣言している。

フリードリヒⅡ世によって罷免されたフルストの後任にあたったのはカルマー(Johann Heinrich Casimir von Carmer, 1720-1801)である。彼は1779年、すなわちアルノルト訴訟事件の起こったその年に、フリードリヒⅡ世によって司法改革を命ぜられた。スヴァーレツ(Carl Gottlieb Svarez, 1746-1798)およびクライン(Ernst Ferdinand Klein, 1744-1810)の協力によって新たな法典が完成し、それが「プロイセン一般ラント法」の名の下に施行された1794年、すでにフリードリヒⅡ世は死去していたが、王の法への情熱の一つの所産が粉屋アルノルト事件であったのと同様、プロイセン一般ラント法の完成もまた、フリードリヒⅡ世の法への情熱を示すものであったといえよう。

注

¹ ドームについては拙論「ケンペル『日本誌』と編者ドーム——〈啓蒙〉をめぐる議論を手がかりに」(大阪大学言語文化部・大阪大学大学院言語文化研究科『言語文化共同研究プロジェクト2000 ドイツ啓蒙主義研究』2001年所収)を参照。

² *Denkwürdigkeiten meiner Zeit, oder, Beiträge zur Geschichte vom letzten Viertel des achtzehnten und vom Anfang des neunzehnten Jahrhunderts 1778 bis 1806*, Bd. 1, *Geschichte der letzten Periode Friedrichs des Zweiten König von Preußen. 1778-1786.*, Lemgo und Hannover, 1814. なお本論文においては同書より引用をなす場合、あるいは同書への参照を求める場合は、当該のページを本文中に括弧でくくって示す。

³ ドームによれば、プロイセンの各地方の裁判所(Tribunal)のうち、Kurmarkt Brandenburg のみ Kammergericht と称し、それ以外は Regierung と称した(S.265, Anm.11)。それゆえ、本論文では Regierung に対し「政府」等の訳語を当てることは適切でないと判断し、「地方裁判所」との訳語をあてた。ただし、プロイセンの一地方であるノイマルクトにおいて司法と行政が明確に分離していたや否やは不明で、むしろ行政処分と司法判断とが不分離の状態にあったとも考えられる。

⁴ 本論文では、一応ノイマルクトの Regierung を第一審、ベルリンの Kammergericht を第二審として論述を進める。ドームは第一審、第二審という言い方をしていない。また「控訴」という表現も用いていない。今日のいわゆる三審制に当たる制度を 1779 年当時のプロイセンが採用していたのかどうかについては、今後の研究課題したいが、ドームの記述から推測するに、当時のプロイセンが今日的意味での三審制を採用していたとは考え難い。つまり下級審・上級審という区分があったようには判断し難いのである。むしろ、ノイマルクトという地方における Regierung の司法判断・行政処分に不満を持ったアルノルトが、中央・ベルリンの Kammergericht に訴えた、というのが実態であろう。その意味では Kammergericht は第二審ではなく、第一審であったとの見方も不可能ではない。しかしながら、ドームの回想録に収められた Kammergericht の判決文（のちほど本論文の中で触れる、筆者が仮に「資料 I」と名付けたもの）には"Urtheil des Kammergerichts zu Berlin in zweiter Instanz"すなわち「ベルリン高等裁判所の第二審判決」との表題が与えられていることから判断して、地方のノイマルクトにおける司法判断・行政処分が第一審としての位置づけを得ていたと考えられる。そのような意味で、本論文においては、第一審の結果に不服のアルノルトがベルリンの高等裁判所に控訴し、そこでの第二審にも敗訴した、という記述をなすこととした次第である。

⁵ Großkanzler がどのような役職であるのかについては、ドームが記述している。それによれば、フリードリヒ II 世の時代のプロイセンにおいては、司法を司る大臣が 4 名存在し、それぞれがプロイセンの各地域の司法を地域ごとに分担して監督すると同時に、またそれぞれは係争事件の分野別に司法問題を担当していた。その分野とは、刑事事件の分野、経済問題の分野、教育・宗教関係の分野などである。そしてこの 4 大臣のうちの一人は、特定の分野を担当すると同時に、訴訟形式や捜査等の一般的な領域の問題をも担当した。この担当者が Großkanzler ないし Chef der Justiz と呼ばれた(S.265 Anm.10)。後者のドイツ語表現を見ると「司法長官」と訳したくなるが、この職分にある者は、他の 3 人の大臣の上司という位置づけではなく、あくまでも 4 者が対等の位置にあったというから、「司法長官」という訳語は誤解を招くであろうと判断し、「大法官」との訳語を採用した。

⁶ 本文中において示したように、ドームはアルノルト直訴事件に関する資料を 6 種、回想録の中に収めているが、それらはドーム回想録第 1 卷の「付録 E」(Beilage E)の中に、それぞれ 1 ~ 6 までの番号が付された上で収められている。ただし、ドームが掲載している資料は、時系列の順番に並んでいない。時系列の順番に配列するとすると、ドームの「付録 E」の 1 ~ 6 は、2 · 1 · 3 · 4 · 5 · 6 の順になる。本論文において筆者は、これらを I ~ VI の番号で示し直した。すなわちドームの「付録 E」の 1 が、筆者の II に、2 が I に相当する。それ以外はドームの番号と筆者の番号は一致する。